

(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
別紙				別紙			
単位：ppm				単位：ppm			
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
重金属等	鉛	配合飼料、乾牧草等	3.0	重金属等	鉛	配合飼料、乾牧草等	3.0
		魚粉、肉粉、肉骨粉	7.5			魚粉、肉粉、肉骨粉	7.5
	カドミウム	配合飼料、乾牧草等	1.0	カドミウム	配合飼料、乾牧草等	1.0	
		魚粉、肉粉、肉骨粉	2.5		魚粉、肉粉、肉骨粉	2.5	
	水銀	配合飼料、乾牧草等	0.4	水銀	配合飼料、乾牧草等	0.4	
魚粉、肉粉、肉骨粉		1.0	魚粉、肉粉、肉骨粉		1.0		
ひ素	配合飼料、乾牧草等(稲わらを除く)	稲わら	2	ひ素	配合飼料、乾牧草等	稲わら	2.0
		魚粉、肉粉、肉骨粉	7			魚粉、肉粉、肉骨粉	7.0
		魚粉、肉粉、肉骨粉	7			魚粉、肉粉、肉骨粉	7.0
かび毒	アフラトキシンB <sub>1</sub>	配合飼料(牛用(ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く)、豚用(ほ乳期子豚用を除く)、鶏用(幼すう用及びブロイラー前期用を除く)、うずら用)	0.02	かび毒	アフラトキシンB <sub>1</sub>	配合飼料(牛用(ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く)、豚用(ほ乳期子豚用を除く)、鶏用(幼すう用及びブロイラー前期用を除く)、うずら用)	0.02
		配合飼料(ほ乳期子牛用、乳用牛用、ほ乳期子豚用、幼すう用、ブロイラー前期用)	0.01			配合飼料(ほ乳期子牛用、乳用牛用、ほ乳期子豚用、幼すう用、ブロイラー前期用)	0.01

注：1. 基準の対象となる配合飼料には、混合飼料を含み、養殖水産動物用飼料は含まない。

2. 「乾牧草等」は、乾牧草、ヘイキューブ、稲わら、綿実及びビートパルプを指す。

3. 「肉骨粉」には、家禽処理副産物を含む。